

1 この条例は、平成十九年十一月一日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の佐賀県職員の育児休業等に関する条例(以下この項及び次項において「改正後の条例」という。)第八条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第四十四号)の施行の日(平成十九年八月一日。以下この項及び次項において「改正法の施行日」という。)以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の際現に育児休業をしている職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百以下」とあるのは、「百分の百以下(当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一)」とする。

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

4 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七条」を「第八条」に改める。

第四条の二中「地方公務員法」を「再任用職員で地方公務員法」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第十六条中「第二条第一項又は第二項」を「第二条第一項から第四項まで」に改める。

(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

5 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律

(平成三年法律第百十号)第十八条第一項及び」を加える。

(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年佐賀県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第十六条の三の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「採用された職員」の下に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

(佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

7 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年佐賀県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第十八条の三の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「採用された職員」の下に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

8 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「五日間」を「五日間(当該第一号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下この項において「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間

勤務職員等」という。)である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。)に従った週休日(勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。)以外の日)に、「八時間の勤務時間」を「八時間の勤務時間(育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間)」に改める。

9 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及び、き、地手当支給条例の一部改正  
 (佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及び、き、地手当支給条例の一部改正)  
 佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び任期付短時間勤務職員」を「並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」に改める。

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)  
 10 佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第七条」を「第八条」に改める。

第六条の二中「地方公務員法」を「再任用職員で地方公務員法」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第二條第二項」を「第二條第三項」に改める。

第十七条中「第二條第一項又は第二項」を「第二條第一項から第四項まで」に改める。

(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正)  
 11 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例(昭和三十三年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者」を「第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項の規定により採用され

た短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八條第一項」に改める。

(佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正)  
 12 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例(昭和三十五年佐賀県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者」を「第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八條第一項」に改める。

(佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)  
 13 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年佐賀県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者」を「第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八條第一項」に改める。

第六条第一項中「第七条」を「第八条」に改める。

参考資料  
 第一条(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(育児休業をすることができない職員) 第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 五 略 六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育す	(育児休業をすることができない職員) 第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 五 略 六 前号に掲げる職員のほか、育児休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が常態として養育することがで

<p>ることができる場合における当該職員 (再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第五条第二号に掲げる事由に該当したことに より当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>二 略</p> <p>三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</p> <p>四 育児休業(この号の規定に該当したことに により当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請</p>	<p>ることができる場合における当該職員 (再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第五条第二号に掲げる事由に該当したことに より取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>二 略</p> <p>三 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が三月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと(この号の規定に該当したことに により当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。)</p>	<p>求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>五 略</p> <p>(育児休業の承認の取消事由)</p> <p>第五条 育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。</p> <p>二 略</p> <p>(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)</p> <p>第六条 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最初の昇給日又はこれら のいずれかの日及び当該昇給日又はこれら のいずれかの日に、昇給の場合に準じてそ</p>	<p>四 略</p> <p>(育児休業の承認の取消事由)</p> <p>第五条 育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。</p> <p>二 略</p> <p>(任期付採用職員の任期の更新)</p> <p>第五条の二 略</p> <p>(期末手当等の支給)</p> <p>第五条の三 略</p> <p>2 略</p> <p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第六条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合においては、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整することができる。</p>
--	--	---	---

の者の号給を調整することができる。

(育児休業をした職員)の退職手当の取扱

第九條 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)以下「退職手当条例」という。第六條の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第六條の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての退職手当条例第七條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十條 育児休業法第十條第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 非常勤職員
- 二 臨時的に任用される職員
- 三 育児休業法第六條第一項の規定により任期を定めて採用された職員
- 四 佐賀県職員の定年等に関する条例第四條第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員
- 五 育児短時間勤務(育児休業法第十條第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

第七條 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)第六條の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第六條の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての佐賀県職員の退職手当に関する条例第七條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情)

第十一條 育児休業法第十條第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十三條第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することになったこと。
- 二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したること。
- 三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に

係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復した

四 育児短時間勤務の承認が、第十三条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

（育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態）

第十二条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県

条例第十八号。以下「勤務時間条例」といふ。）第四条第一項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たり勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第十三条 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなつたとき。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

<p>（育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情）</p> <p>第十四条 育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 過員を生ずること。</p> <p>二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員（育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。</p> <p>（育児短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例）</p> <p>第十五条 育児短時間勤務をしている職員（以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員」という。）についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>県職員給与条例第四 条第三項、第四項及 び第七項並びに学校 職員給与条例第六 条第三項、第四項及 び第七項</p>	<p>決定す る</p>	<p>決定するものとし、 その者の給料月額 は、その者の受ける 号給に応じた額に、 勤務時間条例第二 条第二項の規定によ り定められたその者 の勤務時間を同条第 一項に規定する勤務 時間で除して得た数 （以下「算出率」と いう。）を乗じて得 た額とする</p>	<p>に、算出率を乗じて 得た額とする</p>	<p>第十二項</p> <p>県職員給与条例第十 条第二項第二号及び 学校職員給与条例第 十一条の三第二項第 二号</p> <p>再任用 短時間 勤務職 員</p> <p>地方公務員の育児休 業等に関する法律 （平成三年法律第 百十号）第十条第一 項に規定する育児短 時間勤務をしている 職員（以下「育児短 時間勤務職員」とい う。）</p>
---	--	------------------	--	-----------------------------	---

<p>（育児短時間勤務職員についての任期付職員給与条例の特例）</p>	<p>県職員給与条例第 十七條第五項及び第 十七條の四第三項並 びに学校職員給与 条例第二十條第四項 及び第五項並びに第 二十一條第三項</p>	<p>給料月 額</p>	<p>給料月 額</p>	<p>給料の 月額</p>	<p>給料 月額</p>	<p>支給す る</p>	<p>支給す る</p>	<p>支給する。ただし、 育児短時間勤務職員 が、第一号に掲げ る勤務で正規の勤 務時間を超えてした もののうち、その勤 務の時間とその勤務 をした日における正 規の勤務時間との合 計が八時間に達する までの間の勤務にあ つては、同条に規定 する勤務一時間当た りの給与額に百分の 百（その勤務が午後 十時から翌日の午前 五時までの間であ る場合は、百分の 百二十五）を乗じて 得た額とする</p>	<p>支給する。ただし、 育児短時間勤務職員 が、第一号に掲げ る勤務で正規の勤 務時間を超えてした もののうち、その勤 務の時間とその勤務 をした日における正 規の勤務時間との合 計が八時間に達する までの間の勤務にあ つては、同条に規定 する勤務一時間当た りの給与額に百分の 百（その勤務が午後 十時から翌日の午前 五時までの間であ る場合は、百分の 百二十五）を乗じて 得た額とする</p>	<p>支給する。ただし、 育児短時間勤務職員 が、第一号に掲げ る勤務で正規の勤 務時間を超えてした もののうち、その勤 務の時間とその勤務 をした日における正 規の勤務時間との合 計が八時間に達する までの間の勤務にあ つては、同条に規定 する勤務一時間当た りの給与額に百分の 百（その勤務が午後 十時から翌日の午前 五時までの間であ る場合は、百分の 百二十五）を乗じて 得た額とする</p>	<p>支給する。ただし、 育児短時間勤務職員 が、第一号に掲げ る勤務で正規の勤 務時間を超えてした もののうち、その勤 務の時間とその勤務 をした日における正 規の勤務時間との合 計が八時間に達する までの間の勤務にあ つては、同条に規定 する勤務一時間当た りの給与額に百分の 百（その勤務が午後 十時から翌日の午前 五時までの間であ る場合は、百分の 百二十五）を乗じて 得た額とする</p>
-------------------------------------	--	------------------	------------------	-------------------	------------------	------------------	------------------	---	---	---	---